

# 自然共生サイトの法制化

環境省自然環境局長

白石隆夫

しらいし たかお



2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)<sup>\*</sup>で新たな世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)<sup>\*</sup>が採択され、2030年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるという、いわゆる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」が掲げられた。

また、わが国は2023年3月に、新しい生物多様性国家戦略<sup>\*</sup>を世界に先駆けて策定し、ネイチャーポジティブの実現と、このために2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標(30 by 30<sup>\*</sup>目標)を掲げた。同目標の達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地、都市の緑地等の身近な自然など、O

ECM<sup>\*</sup>の設定・管理を進めることが必要である。わが国の生物多様性は、過去50年にわたって損失が続いているといわれており、国土全体、あらゆる場所で生物多様性を増進することが急務となっている。

そうした中で、現在、特に企業を中心に、生物多様性の保全に向けた取り組みが加速化している。背景の一つとして、企業のサステナビリティ関連情報の開示を求める動きが活発化していることが挙げられるだろう。2023年9月18日、生物多様性分野を対象とする自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)<sup>\*</sup>の開示枠組みが公開された。加えてGBFにおいても、ターゲット15として、事業者(ビジネス)および金融機関に対し、生物多

様性関係の情報開示等を求めることとされた。

こうした国内外の動きを踏まえて、環境省では「民間等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する制度の運用を2023年度から開始した。まずは2023年中に100カ所以上を認定するとの目標を掲げていたところであるが、2023年前期で122カ所、後期で62カ所の、計184カ所を認定することができた。運用開始早々、特に企業から多くの認定申請があつて目標を達成できたことから、ネイチャーポジティブの実現に向けて、今後、企業等はますます重要な役割を果たすものと期待される。

そして、企業等の活動をさらに促進すると

ともに、同サイトを発展的かつ確固たる制度とするために、2023年夏ごろから法制化に向けた検討を開始した。具体的には、環境大臣の諮問を受け、中央環境審議会自然環境部会のもとに「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」が設置され、検討作業が行われた。同委員会には、経団連自然保護協議会の西澤敬二会長をはじめ経済界代表にも委員として参画いただいた。そして、同委員会における検討の成果を踏まえて、2024年1月30日、中央環境審議会は答申を行った。

## 生物多様性増進活動促進法案の概要

同答申を踏まえ、2024年3月5日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」が閣議決定された。同法律案に基づく主な措置事項は、次の通りである。

### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

一つ目は、企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、それを主務大臣が認定する制度の創設である。これは自然共生サイ

ト認定制度の進化版であるが、違いは、場所にひも付いた活動計画を認定するところにある。将来にわたり場所の保全を担保するためには、その場所でのような活動を実施するかが重要となる。よって、場所にひも付いた活動計画を認定する制度とした。また、自然共生サイトでは、すでに生物多様性が豊かな場を対象としていたが、増進活動実施計画等の認定では、生物多様性を回復・創出する活動も対象にすることとした。これによって、生物多様性の損失を抑える施策とその向上を図る施策の両方を推進し、生態系の健全性の回復につながる企業等の活動を促進していくこととしている。

二つ目は、市町村が取りまとめ役となり地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定する制度である。これは、生物多様性地域連携促進法における連携計画作成制度の進化版である。一つ目の制度と比較して、より面的に地域の保全を進めようとするものである。

法律上のメリットとして、認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、森林法、都市緑地法における手

続きのワンストップ化・簡素化といった特例を受けることが可能となる。

### (2) 生物多様性維持協定制度の創設

生物多様性保全活動の継続には土地所有者等の協力が不可欠であることを踏まえ、「連携増進活動実施計画」の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができる。この協定を結ぶと、土地所有者が変わっても、協定の効力は引き継がれることとなり、長期的・安定的に活動を実施することができる。

以上が法律案の主要な内容である。同法律案をきっかけとして、例えば、第三者からの支援を募る「支援証明書」の仕組みや、保全活動に対して有識者からアドバイスを受けることができる仕組み、活動内容の見える化など、様々な施策によって、政府として企業等の活動を後押ししていく所存である。

2023年は「ネイチャーポジティブ元年」といわれた。この時代のうねりをチャンスと捉え、法制化によって、企業等によるネイチャーポジティブ活動をさらに促進してまいりたい。

<sup>\*</sup>は本誌11ページ「頻用語一覧」を参照